

京都アクアリーナの運営について

京都アクアリーナは府下唯一の国際公認プール、市内唯一の屋内アイススケート場、トレーニングルーム及びアーチェリー場を備えた総合運動公園施設として、各種競技大会の開催から一般利用まで、市民の皆様に幅広く利用されています。

京都アクアリーナの収入と支出（平成30年度）

＜料金体系(主なもの)＞	
○プール	830円/一般・一回
○スケート	1,670円/一般・一回
○トレーニングルーム	520円/一般・一回
○アーチェリー	520円/一般・一回
＜施設利用件数＞	
○京都アクアリーナ合計	234,173人

年間総額 3.4 億円

いずれも概数
10円単位で四捨五入

＜支出＞

利用者 1 人当たりの運営経費 1,460 円 (A)

管理運営費 1,450 円	改修費 10 円
------------------	-------------

＜収入＞

利用者 1 人当たりの
収入 870 円 (B)

年間総額
2.0 億円

年間総額
1.4 億円

利用料 870 円 (59.3%)

(A) - (B)
差額 590 円 (40.7%)

市民の税金で負担
(公費で負担)

- 公費負担がない場合の単純な試算を行うと、利用料は現行の 1.7 倍の額が必要となります。
- 施設を利用しない方も含めた市民の負担（公費負担）により、現行の利用料で施設が運営されています。

施設の運営費は、利用者の負担（施設利用料等）と公費負担（市民の皆様に納めていただく税金）などにより賄われています。

施設運営の現状について「見える化」を進め、施設の状況に応じた収支改善の取組（料金値上げ（受益者負担の適正化）、維持管理コストの見直し、施設の目的を踏まえた稼働率の向上等）を進めてまいります。

京都アクアリーナの利用料金改定額

厳しい財政状況下においても、施設の運営を持続可能なものとするため、受益者負担適正化の取組を進めています。京都アクアリーナの施設利用料金については改定を行いませんが、同種・同等の利用がなされるその他の利用料金については、改定を行う他の施設との料金格差・不公平が生じないように、令和5年4月1日に以下のとおり改定を予定しています。

1 施設料金（改定するものを抜粋）

	区分		利用料金			
			午前（9～12）	午後（13～17）	夜間（17:30～21）	全日（9～21）
フィットネスルーム	部分利用	1人1回	(据置) 520			
		1人1箇月	(新規) 5,200			
会議室	プール兼アイススケートリンク等と併用する場合		2,300	3,240	3,660	9,210
	その他		4,270	6,010	6,790	17,100
駐車場（1時間までごと）			320			

※会議室単独での利用も可能となります。

2 付属設備（改定率5%）

区分	単位	利用料金
マイクロホン	1本につき1日	1,200
長机	1脚につき1日	210

3 利用区分外の利用料金（延長料金）

時間帯ごとの料金区分（午後、夜間）を廃止し、早朝～夜間利用区分外の延長料金については一律の上限額とします。

	区分		利用料金（1時間につき）		
			土日祝	平日	
プール（全面利用）	メインプール	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	24,510	18,850
			入場料を徴収する場合	44,200	33,940
		その他	入場料を徴収しない場合	73,540	56,570
			入場料を徴収する場合	132,410	101,820
	飛び込みプール	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	9,840	7,540
			入場料を徴収する場合	17,700	13,610
		その他	入場料を徴収しない場合	29,430	22,620
			入場料を徴収する場合	53,000	40,750
	サブプール	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	19,690	15,080
			入場料を徴収する場合	35,400	27,230
		その他	入場料を徴収しない場合	58,870	45,250
			入場料を徴収する場合	106,010	81,500
アイススケートリンク（全面利用）	メインリンク	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	31,110	23,880
			入場料を徴収する場合	56,040	43,050
		その他	入場料を徴収しない場合	93,230	71,650
			入場料を徴収する場合	167,820	129,060
	サブリンク	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	9,840	7,540
			入場料を徴収する場合	17,700	13,610
		その他	入場料を徴収しない場合	29,430	22,620
			入場料を徴収する場合	53,000	40,750
アーチェリー場（全面利用）			2,200	1,670	
フィットネスルーム（全面利用）	トレーニングルーム		6,180	4,710	
	運動フロア		6,180	4,710	
会議室			1,090		

4 構内地の利用等（改定率5%）

区分	単位	利用料金
売店設備	1日	12,310
売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルにつき1日	1,560
立ち売り又は行商	1人につき1日	3,450

区分	利用単位	単位	利用料金
広告等を表示し、又は掲出する期間	1箇月未満	1平方メートルにつき	3,280
	1箇月以上		11,020

※ 実際の適用料金は、条例の金額を上限として指定管理者の提案を踏まえて設定します。